

申請場所		申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
1階 戸籍 住民課	6番	婚姻、離婚、養子縁組等の届出をする場合	<ul style="list-style-type: none"> 届出の種類や状況により、持ち物や届出書類の記載方法が違ってきますので事前に戸籍住民課にお問い合わせください。外国籍の方についても別途、ご相談ください。 本人確認書類（<u>運転免許証</u>、<u>パスポート</u>、<u>マイナンバーカード</u>、<u>健康保険証</u>等） 問い合わせ先【戸籍住民課 054-287-8611】
1階 戸籍 住民課 旅券窓口	16番	有効中のパスポートをお持ちで氏名が変更になった場合	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、本籍地（都道府県名）に変更がある場合は、訂正新規申請または記載事項変更申請が必要です。 有効中のパスポート、戸籍謄本（6ヵ月以内のもの）、写真1枚（規格についてはパスポート窓口にお問い合わせください。） 旅券窓口 054-287-8667
2階 保険 年金課	20番	世帯主または国民健康保険の加入者が氏名を変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主または国民健康保険の加入者が戸籍住民課での手続後、保険証の変更手続を行います。「国民健康保険証」を持参してください。 世帯主の氏名が変わる場合は、「加入者全員の国民健康保険証」が必要です。 「<u>限度額適用・標準負担額減額認定証</u>」、「<u>特定疾病療養受療証</u>」（お持ちの方） 届出人の「本人確認書類（<u>運転免許証</u>、<u>パスポート</u>等）」 国民健康保険の加入者の「<u>マイナンバーカード</u>」または「<u>通知カード</u>」（お持ちの方） 問い合わせ先【保険第1、第2係 054-287-8621】
	21番	後期高齢者医療制度の加入者（75歳以上または一定の障害があると認定を受けた65歳以上75歳未満の方）の氏名が変更になった場合	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍住民課での転入手続後、「<u>後期高齢者医療被保険者証</u>」、「<u>氏名変更がわかるもの（戸籍住民課での届出書のコピー等）</u>」を持参してください。 「<u>限度額適用・標準負担額減額認定証</u>」、「<u>特定疾病療養受療証</u>」（お持ちの方） 新しい保険証は、後日、ご自宅宛てに郵送します。 問い合わせ先【後期高齢者医療制度担当 054-267-8612】
	22番	<p>【年金加入者】 国民年金加入者の氏名が変更になった場合</p> <p>【年金加入者】 厚生年金加入中の配偶者に扶養されていた60歳未満の方が離婚した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金の加入者（自営業者や学生などの第1号被保険者）は、戸籍住民課で戸籍の届出をすることにより国民年金の氏名も変更されます。 厚生年金の加入者（第2号被保険者）と、その被扶養配偶者（第3号被保険者）は、勤務先に届け出てください。 厚生年金加入者の被扶養配偶者になっていた方は、離婚により国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者へ種別が変更しますので、保険年金課国民年金係（22番窓口）で届出が必要です。 届出人の「本人確認書類（<u>運転免許証</u>、<u>パスポート</u>等）」、「<u>マイナンバーがわかるもの</u>」、「<u>基礎年金番号通知書</u>」または「<u>年金手帳</u>」、<u>被扶養配偶者としての認定を除外された年月日がわかる証明書（「健康保険等脱退連絡票」など）</u>を持参してください。 問い合わせ先【国民年金係 054-267-8624】
		<p>【年金受給者】 老齢年金、障害年金、遺族年金などの受給者の氏名が変更になった場合</p> <p>60歳以上で、まだ年金を受給していない方の氏名が変更になった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 届出が必要な方と、不要な方がいます。基礎年金番号をご用意の上、ねんきんダイヤルへお問い合わせください。 【ねんきんダイヤル：0570-05-1165 （050から始まる電話の方は、03-6700-1165）】 共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問い合わせください。
2階 高齢 介護課	25番	介護保険被保険者証を持っている人の氏名が変更になった場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人または家族が高齢介護課介護保険担当の25番窓口へ届出してください。 各種証書をお持ちの方は氏名の訂正を受けてください。 介護保険被保険者証 介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（持っている人のみ） 問い合わせ先【介護保険第1係・介護保険第2係 054-0287-8679】
	静岡庁舎	外国人高齢者福祉手当を受けている人（S7.4.1以前に生まれ住民登録されており、かつ所得要件等あり）の氏名が変更になった場合	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉課へご連絡ください。（手続きが必要な場合があります。） 問い合わせ先【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】

申請場所	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
2階 子育て 支援課 24番	児童手当受給者及び児童の氏名が変更になった場合	受給者が届け出てください。 ・ <u>受給者が氏名変更の場合には、新しい氏名の受給者名義の普通預金通帳またはキャッシュカードおよび本人確認書類</u> 問い合わせ先【給付係 054-287-8674】
	婚姻や離婚により児童手当受給者の配偶者が監護・養育するようになった場合	子の監護養育者が届け出てください。 ・ <u>監護養育者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード</u> ・ <u>監護養育者・配偶者の個人番号がわかる書類及び本人確認書類</u> ・ <u>監護養育者名義の健康保険証</u> 代理人が届出をする場合、 <u>監護養育者が記載した委任状が必要です。</u> <u>委任状の書式は静岡市ホームページからダウンロードできます</u> <u>市外で別居の児童もマイナンバーの記載が必要です。</u> 問い合わせ先【給付係 054-287-8674】
	婚姻や離婚により児童手当及び児童扶養手当の受給者が監護・養育しなくなった場合、受給資格がなくなった場合	受給者が届け出てください。 ・ <u>受給者が氏名変更の場合には、受給者名義の新しい氏名の普通預金通帳またはキャッシュカードおよび本人確認書類</u> 問い合わせ先【給付係 054-287-8674】
	児童扶養手当または母子医療等医療費助成金受給者で、婚姻や縁組等により、受給者及び対象児童の氏名が変更になった場合	受給者が届け出てください。 ・ <u>受給者が氏名変更の場合には、受給者名義の新しい氏名の普通預金通帳またはキャッシュカードおよび本人確認書類</u> ・ <u>氏変更後の戸籍謄本（全部事項証明）・氏変更後の保険証（本人・児童）</u> 持ち物は事情により異なりますので、給付係へお問い合わせください。 問い合わせ先【給付係 054-287-8674】
	婚姻や縁組等により、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人または連帯保証人の氏名が変更になった場合	本人が届け出てください。 問い合わせ先【給付係 054-287-8674】
	子ども医療費受給者証の交付を受けている子ども・その保護者の氏名が変更になった場合 婚姻・離婚により、子ども医療費助成制度における保護者が変更になった場合 子どもの加入している健康保険証の記載内容に変更があった場合または健康保険証が変わった場合	ともに子どもの保護者または家族が「 <u>子ども医療費受給者証</u> 」、「 <u>子どもの氏名が記載されている健康保険証</u> 」を持参のうえ、 <u>変更届の手続きを行ってください。</u> 問い合わせ先【給付係 054-287-8674】
	こども園等に通園（申込）している児童の親が婚姻や離婚した場合	・保護者が届け出てください。（記載事項変更届を提出していただきます。） 問い合わせ先【入園係 054-287-8674】
	こども園等に通園（申込）している児童・父母及び同居家族の氏名が変更になった場合	・保護者が届け出てください。（記載事項変更届を提出していただきます。） 問い合わせ先【入園係 054-287-8674】

申請場所		申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
1階 障害者 支援課	15 番	身体障害者手帳を持っている人の氏名が変更になった場合	・本人、家族、親族が届出。 ・ <u>身体障害者手帳</u> 問い合わせ先【支援係 054-202-5818】
		療育手帳を持っている人の氏名が変更になった場合	・本人、家族、親族が届出。 ・ <u>療育手帳</u> 問い合わせ先【支援係 054-202-5818】
		重度心身障害者医療費助成金受給者証の氏名が変更になった場合	・本人、家族、親族が届出。 ・ <u>受給者証、氏名変更後の預金通帳、保険証</u> 問い合わせ先【支援係 054-202-5818】
		障害福祉サービスを利用している人の氏名が変更になった場合	受給者またはその依頼を受けた方が届出。 (住民票の世帯範囲の変更を伴う場合には、別に申請手続きになることがあります。) ・ <u>障害福祉サービス受給者証</u> 問い合わせ先【給付係 054-287-8690】
		心身障害者扶養共済制度に加入している人の氏名が変更になった場合	・本人、家族、親族が届出。 ・ <u>認印（スタンプ印は不可）、加入証書、戸籍抄本</u> 問い合わせ先【支援係 054-202-5818】
		特別児童扶養手当、 重度心身障害児扶養手当、 特別障害者手当、 障害児福祉手当、 経過的福祉手当 を受給している人の氏名が変更 になった場合	・（特別児童扶養手当の受給者の場合） 内容によって持参していただくものが異なりますので、障害者支援課へお問い合わせください。 ・（特別児童扶養手当以外の手当受給者） <u>新しい氏名名義の口座がわかるもの。</u> 問い合わせ先【支援係 054-202-5818】
		精神障害者保健福祉手帳を持っている人の氏名が変更になった場合	・本人、家族、親族が届出。 ・ <u>精神障害者保健福祉手帳</u> 問い合わせ先【給付係 054-287-8690】
		自立支援医療（精神通院） 自立支援医療（更生医療）を受給している人の氏名が変更になった場合	・本人、家族、親族が届出。 ・ <u>自立支援医療受給者証</u> 問い合わせ先【精神通院：給付係 054-287-8690】 【更生医療：支援係 054-202-5818】
3階 お客様サービス 課 (水道・下水道)		・使用者の氏名が変更になるとき ・支払者の氏名が変更になるとき	・電話にてご連絡ください。 ・連絡先【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く）午前8時30分～午後7時 ただし、3,4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。
		口座振替納付をご利用で、口座名義に変更があった場合	・金融機関の窓口で口座名義を変更していただき、変更後、上記【上下水道お客様サービスセンター】にご連絡ください。

〔静岡庁舎〕		
<p>新館5階 静岡市まちづくり 公社 (市営住宅) 054-221-1253</p>	<p>婚姻等により氏名に変更が生じた場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍住民課で届出後、<u>異動届</u>の提出(用紙は5階静岡市まちづくり公社にあります。) ・<u>世帯全員が記載されている住民票の写しで氏名の変更の確認ができるもの(続柄・本籍記載)</u>・戸籍謄本
<p>新館15階 市民自治 推進課</p>	<p>戦傷病者手帳を持っている人が氏名変更した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者異動等届を提出 ・<u>戦傷病者手帳、氏名を変更したことが確認できる戸籍、未使用の乗車券引換証(ある人のみ)、届出者の本人確認書類</u> <p>問い合わせ先[自治活動支援係 054-221-1265]</p>
<p>新館15階 戸籍管理課 霊園・斎場係 054-221-1297</p>	<p>婚姻、縁組等により、愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園利用者(名義人)の氏名が変更になった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、市営墓地利用者氏名変更届出書を送付いたします。 ・後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 ・<u>市営墓地利用者氏名変更届出書、市営墓地利用許可証、氏名が変更になったことがわかる戸籍</u> <p>清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所4階地域総務課での手続きとなります。</p>
	<p>婚姻、縁組等により、静岡市営納骨堂利用者(名義人)の氏名が変更になった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し納骨堂利用者氏名変更届出書を送付いたします。 ・後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 ・<u>納骨堂利用者氏名変更届出書、納骨堂利用許可証、氏名が変更になったことがわかる戸籍</u>
<p>新館13階 廃棄物対策課</p>	<p>し尿くみ取り世帯の世帯主が氏名を変更した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人または家族が届出(電話でも可) <p>お問い合わせ先[浄化槽推進係 054-221-1264]</p>

【庁舎外】			
動物指導センター	犬の飼い主として登録してある人の氏名が変更になった場合	・本人または家族が届出。(電話でも可) マイクロチップが装着された犬の場合、市への届出が不要になる場合があります。	
	問い合わせ先		
	【動物指導第1係(葵区・駿河区)】 静岡市葵区産女953番地 054-278-6409 【動物指導第2係(清水区)】 静岡市清水区役所 2階 054-354-2403 【蒲原支所 地域振興係(清水区蒲原)】 静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 054-385-7730		
市立図書館各館	図書館カードの交付を受けている人の氏名が変更になった場合	・ <u>証明書を持参し、本人が家族が届け出てください。(姓の変更は証明書不要)</u>	
〔図書館連絡先〕			
	中央図書館 054-247-6711	御幸町図書館 054-251-1868	藁科図書館 054-278-4100
	南部図書館 054-288-2151	西奈図書館 054-265-2556	長田図書館 054-259-7878
	北部図書館 054-653-1817	麻機分館 054-248-5035	美和分館 054-296-6501
	清水中央図書館 054-354-1331	清水興津図書館 054-360-4311	蒲原図書館 054-388-3456

【保健所】			
保健所 保健 予防課	医療 援護係 054-249-3170	小児慢性特定疾病医療受給者が氏名を変更した場合	・担当にお問い合わせのうえ、本人または家族が届け出てください。 ・ <u>小児慢性特定疾病医療費医療受給者証、健康保険証</u> [注]健康保険証上の「世帯」が変更になった場合は、自己負担上限額が変更になる場合があります。
		自立支援医療(育成医療)受給者が氏名を変更した場合	・担当にお問い合わせのうえ、本人または家族が届け出てください。 ・ <u>自立支援医療受給者証(育成医療)</u> 。 [注]健康保険証上の「世帯」が変更になった場合は、自己負担上限額が変更になる場合があります。
		未熟児養育医療受給者が氏名を変更した場合	・担当にお問い合わせのうえ、家族が届け出てください。 ・ <u>養育医療券、健康保険証</u> 。
		被爆者健康手帳を持っている人が氏名を変更した場合	・本人または家族が届け出てください。 ・被爆者健康手帳、氏名変更が確認できる戸籍抄本、被爆者が手当てを受けている場合は手当証書、本人の振込金融機関の口座番号のわかるもの
難病 支援係 054-249-3177	難病 支援係	特定医療(指定難病)受給者が氏名を変更した場合	・担当にお問い合わせのうえ、本人または家族が届け出てください。 ・ <u>特定医療(指定難病)受給者証、健康保険証</u> 。 加入している健康保険の種類によって、別途書類が必要になる場合があります。
予防 接種係 054-249-3173	予防 接種係	予防接種シールの発行を受けた方が氏名を変更した場合	・予防接種シールの氏名欄を保護者の方が訂正してください。 旧氏名を二重線で消し、余白に新氏名をご記入ください。 ・保健所、保健所清水支所または各保健福祉センターで、戸籍・住民票の手続きをした日の翌日以降、新氏名が印字された予防接種シールを発行することもできます。(母子健康手帳を持参してください。)